

平成五年(ワ)第三四九号

釜山従軍慰安婦女子勤労艇身隊公式謝罪等請求事件

上

申

書

原 告 河 順 女

外 三 名 女

被 告 国

國

被告申立にかかる一九九三年四月六日付移送申立に対して、原告らは、左記のとおり上申致します。

一九九三年五月一九日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 李

博

盛

同 同 同  
德 山 山  
永 本 崎  
亮 晴 吉  
二 太 男

山 口 地 方 裁 判 所

下

関 支 部

御 中

第一 被告の申立の趣旨に対する答弁

被告の申立を却下する。

との裁判を求める。

第二 被告の申立の理由に対する答弁

一 はじめに

頭書事件（以下、「本件」という。）において、原告らは、法治国家体制を選択した被告日本国が原告らに対して加えた著しい人権侵犯について、その法的責任を追及することによつて、謝罪と賠償を請求するものである。

本件の管轄が御府に存することについても、原告側は、現行民事訴訟法の解釈・適用の許容範囲において主張するもの

である。

一方、被告の主張は、要するに、原告ら被害者の事情と無関係にすべて國を相手にする訴訟は東京地裁にて提起せよと強要しているに等しく、自らの都合だけを一方的に押しつけているものにほかならない。

二 本件に民事訴訟法一五条を適用することには、充分な理由がある。

1 本件請求は、被告の主張するような「現行法の枠を超えた超法規的救済を求める趣旨」ではない。本件請求の核心の実質は、憲法一七条の規定する国家賠償制度の精神とその基礎を同一にすることは明らかであり、民法の不法行為に関する特則たる国家賠償法の類推適用又は適用を主張し

ているものである。

2 まず、被告は、「転々としたいづれの地でも、訴訟を提起できることになる」ことは、不合理であると主張する。しかし、加害者が被害者を複数の場所に転々と連行しつつ、継続的に不法行為をなした場合は、当然に複数の管轄が生じる。その意味で、「転々としたいづれの地でも、訴訟を提起できることになる」ことは、むしろ当然のことと言わなければならない。

原告らは、被告が深く関与する慰安所又は軍需工場に強制連行される途上、下関に上陸させられたのであるから、まさに下関は、不法行為地の一つに該当する。

3 被告は、証拠資料については、東京に存在する蓋然性が

高いと主張する。

しかし、従軍慰安婦問題について、日本政府は公文書を調査した結果を公表しているが、その内容の不十分さは、識者や韓国政府、そして何よりも被害者から厳しく批判されているところである。

そもそも、何よりも重要な「証拠資料」は、被害事実を直接経験することを強いられた原告自身の供述にほかなりらず、原告自身が出廷して尋問を受けることが重視されるべきである。この点は、近時日本政府自らが元従軍慰安婦に対して聞き取り調査を行いたいという意向を示したことからも裏付けられる。

右観点からは、結局原告ら本人の出廷の便宜が最大限図

られることが重要である。

4 この点、原告ら本人の出廷の便宜の観点から、山口地裁下関支部と東京地裁とを比較すると、別紙記載のとおりである。

原告らとつて最も経済的負担が軽い交通経路は、別紙記載②の釜山港→下関港→下関支部であるが、この往復料金二万一、〇〇〇円でさえも、原告河順女の生活保護受給月額金四、〇〇〇円の五ヶ月分（訴訟救助申立書添付報告書参照）を超える。

その一方、東京地裁の場合は、別紙記載①の釜山港→大阪南港→新大阪駅→東京駅→東京地裁でも往復料金六万四、三六〇円であり、しかも往復所要時間が二九時間一〇

分もかかることから論外である。そこで、往復所要時間が七時間である別紙記載①の釜山金海空港→成田→東京地裁の経路によると、往復料金は金七万七、一〇〇円と高額になる。加えて、別紙地図のとおり、釜山港は、釜山市内の交通の便が非常に悪いところに位置しているのに対しても、釜山金海空港は、釜山市郊外に位置し、道路が混雑するときは、釜山市中心部からタクシーにて一時間以上かかる。

また、何よりも、原告らがみな高齢であるため、出入国審査や税関審査に長蛇の列をなす成田空港、満員電車が恒常的な東京都内の交通機関、不案内で高額の東京都内のホテル等を原告らに利用させて東京地裁に出廷させることによる、原告らの肉体的・精神的疲労は図り知れない。

したがつて、本件訴訟における重要な証拠調べである原告ら本人尋問の実施を念頭において、右交通経路の比較をしてみた場合、原告らを東京地裁に出廷させることは、原告らに対して、經濟的・時間的・肉体的・精神的に必要以上の負担を強いることになり、同尋問手続の実施さえ危ぶまれるのである。

これに対して、「下関出廷のためには、いずれにしろ国境を越えなければならず」と主張する被告の論理は、原告が外国にいる以上、日本のどこで訴訟をしても原告らの労力・負担は同じだというものであり、場合によつては、長旅により高齢の原告らの命をも縮めることになりかねない本件においては、この論理が本件の実体を無視した暴論であることは明らかである。

5 被告は、別件の戦後補償裁判が東京で係属しており統一的な認否が必要と主張する。

しかし、同種の争点を含み統一的な認否が必要な事件は本件に限らずいくらでもあり（例えば、公害訴訟）、統一的な認否の必要性によつて原告が東京での裁判を強要されることには理由がない。

ちなみに、戦後補償裁判のうち、いわゆる「浮島丸事件」（京都地方裁判所平成四年ワ第二〇七五号）については、京都地裁に提起され、同裁判所にて一九九三年三月二日、第一回口頭弁論期日が終了している。

6 一方、本件において、一九九二年一二月二五日に訴状を

御庁に提出後、一九九三年二月、同年四月一九日を第一回口頭弁論期日とすることが通知され、原告ら訴訟代理人としては、同期日が御庁にて開かれることを前提に、原告らの出入国手続、渡航手続、宿泊先の手配等といつた原告の出廷確保の準備を進めてきたところ、同期日の直前に被告から移送の申立があつたのである。

原告ら訴訟代理人は、御庁にて訴状が受理され、第一回期日が予定されたことから、当初から本件を実質的に担当してきた山崎及び李に加えて、一九九三年四月に福岡に移籍してきた山本及び徳永（疎乙第一号証）の計四名の弁護士が、原告らとの信頼関係の構築に努めてきた。にもかかわらず、本件が東京に移送されれば、東京にいる藤田及び

福島両代理人が改めて原告らとの信頼関係を構築しなければならず、このことは、山崎、山本及び李らが半年間に計三回の韓国訪問調査することによつて原告らとの信頼関係をようやく築くことができたことに鑑みて、極めて困難である。また、福岡にいる代理人らが、東京地裁に出廷することは、その交通費を考えてみても原告らに過分の負担を強いることになる。

7 また、下関市、北九州市、福岡市及びそれらの近郊には、これまで原告らが二度来日した際、その度にボランティアにて宿泊等の接待をしてきた多くの市民があり、今回の移送申立に対しても、約六〇〇〇名の署名を集めている（疎乙第二号証）。

8 したがつて、民事訴訟法一五条を適用して、不法行為地の一つである下関に本件の管轄があるべきことは、充分な理由がある。

三 また、民事訴訟法五条の義務履行地である原告らの「居所」も以上述べたことを総合すれば、下関市内の金惠玉宅と認定するべきである。

四 よつて、被告の移送申立は失当であつて、却下されるべきである。

### 疎明資料

一 疎乙第一号証 福岡県弁護士会月報抄本  
二 疎乙第二号証 署名 繕り  
一 繕  
一 通

## 另り 種氏

時間・料金共に往復の合計とする

### 1. 飛行機+鉄道利用の場合

#### ①《東京地裁》

	時 間	料 金
釜 山～成 田 (金海空港)	4 時間	70, 800 円 (エコノミークラス料金)
成 田～裁判所	3 時間	6, 300 円 (成田エキスプレス利用)
合 計	7 時間	77, 100 円

#### ②《山口地裁下関支部》

	時 間	料 金
釜 山～福 岡 (金海空港)	1 時間 50 分	27, 800 円 (エコノミークラス料金)
空 港～博多駅	30 分	360 円
博多駅～新下関	1 時間 10 分	7, 140 円 (新幹線利用料金)
新下関～裁判所	30 分	2, 000 円
合 計	4 時間	37, 300 円

### 2. 船+鉄道利用の場合

#### ①《東京地裁》

	時 間	料 金
釜山港～大阪南港	22 時間	36, 000 円 (2等B客室利用料金)
大阪南港～新大阪	40 分	1, 000 円
新大阪～東京駅	6 時間	26, 960 円 (新幹線利用料金)
東京駅～裁判所	30 分	400 円
合 計	29 時間 10 分	64, 360 円

#### ②《山口地裁下関支部》

	時 間	料 金
釜山港～下関港	14 時間 30 分	17, 000 円 (2等B客室利用料金)
下関港～裁判所	40 分	4, 000 円
合 計	15 時間 10 分	21, 000 円

#### ③《山口地裁下関支部、超高速船利用の場合》

	時 間	料 金
釜山港～博多港	5 時間 50 分	21, 500 円 (超高速船利用料金)
博多港～博多駅	30 分	1, 000 円
博多駅～新下関	1 時間 10 分	7, 140 円 (新幹線利用料金)
新下関～裁判所	30 分	2, 000 円
合 計	8 時間	31, 600 円